

# 教育の支援について

2016年12月9日

指標	直近値	出所
スクールソーシャルワーカーの配置人数	1399人	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ (平成27年度実績)
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	58.5%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ (平成27年度実績)
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	88.4%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ (平成27年度実績)
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段階 68.4% 在学採用段階 97.5%	独立行政法人日本学生支援機構調べ (平成27年度実績)
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%	独立行政法人日本学生支援機構調べ (平成27年度実績)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	92.8%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ (平成27年4月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	97.0%	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課調べ(平成27年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	93.9%	平成23年度全国母子世帯等調査
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.5%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ (平成27年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	33.4%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ (平成27年4月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	23.3%	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課調べ(平成27年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	41.6%	平成23年度全国母子世帯等調査
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	72.3%	平成23年度全国母子世帯等調査
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	67.5%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ (平成26年度実績)
入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	66.6%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ (平成26年度実績)

赤字は子供の貧困対策に関する有識者会議(第1回)時点より直近値が更新されたもの

- | スクールソーシャルワーカーの配置人数
- | スクールカウンセラーの配置率（小学校）
- | スクールカウンセラーの配置率（中学校）

# スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの意義と役割

## 意義

スクールソーシャルワーカーは、貧困家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていく福祉の専門家である。また、スクールカウンセラーは、児童生徒の感情や情緒面の支援を行う心理の専門家である。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用することで、福祉関係機関等と連携し、貧困問題等の家庭における課題に対応できる体制の整備が可能となる。

就学援助率の高い地域において重点的に配置するなど、自治体や学校の課題に応じた対応が可能である。

## 役割

	スクールソーシャルワーカー(SSW)	スクールカウンセラー(SC)
目的	家庭環境の改善等に係る福祉的サポート	児童生徒の心理的サポート
資格	社会福祉士等	臨床心理士等
人数	<u>1,399人</u> (H27) <u>H20</u> より配置	<u>7,542人</u> (H27) <u>H7</u> より配置
勤務形態	教委に配置され、学校の要請に応じて派遣	小・中学校を中心に各々週1回4時間程度定期的に派遣
職務	個別事案における福祉機関等との連携 生活困窮者自立支援等に係る家庭への働き掛け 福祉の仕組みや活用等に関する教職員研修 等	個々の子供へのカウンセリング 子供の心のケアに関する保護者への助言 子供の心理や対応に関する教職員へ研修 等

# スクールソーシャルワーカー - 予算、配置人数の推移 -

## 予算、配置人数の推移

区分\年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	15.4億円	142.6億円 の内数	130.9億円 の内数	94.5億円 の内数	85.2億円 の内数	3.6億円	3.9億円	6.5億円	9.7億円
予算上の 積算人数	141地域	1,040人	1,056人	1,096人	1,113人	1,355人	1,466人	2,247人 + ◆貧困対策のための 重点加配 600人	3,047人 + ◆貧困対策のための 重点加配 1,000人 ◆スーパーバイザ 47人
実人数	944人	552人	614人	722人	784人	1,008人	1,186人	1,399人	

スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度) 国の全額委託事業(10/10)

スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21年度~22年度) 都道府県・指定都市に対する補助事業(補助率 1/3)

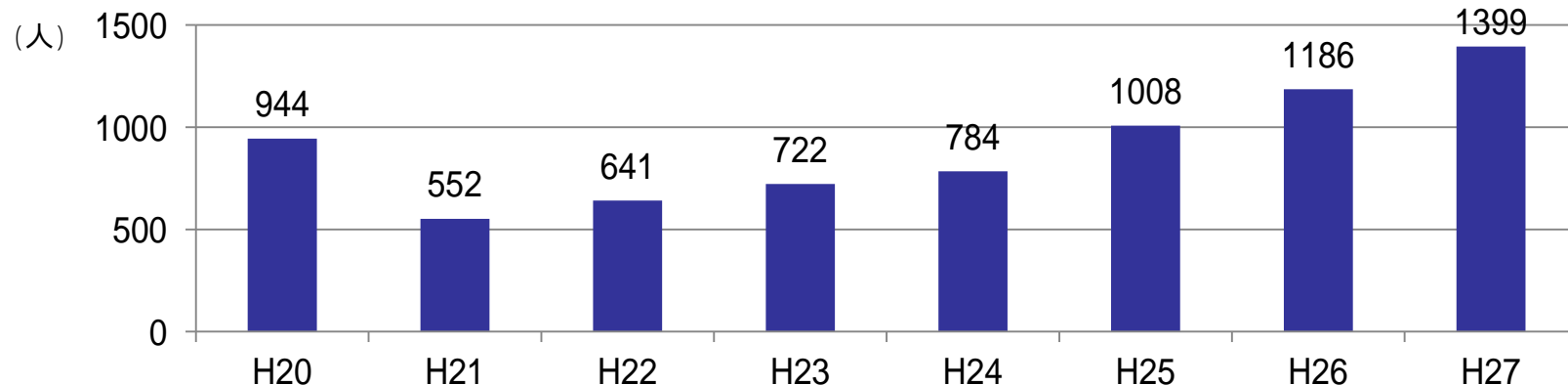
スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度~) 都道府県・指定都市・中核市に対する補助事業(補助率 1/3)

平成21年度~平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。

平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。

平成28年度から、スーパーバイザー(課題を抱えた児童生徒に対するアセスメントの妥当性等について助言し、更なる専門的資質の向上を促すことができる者)の費用を計上。

## 実人数の推移



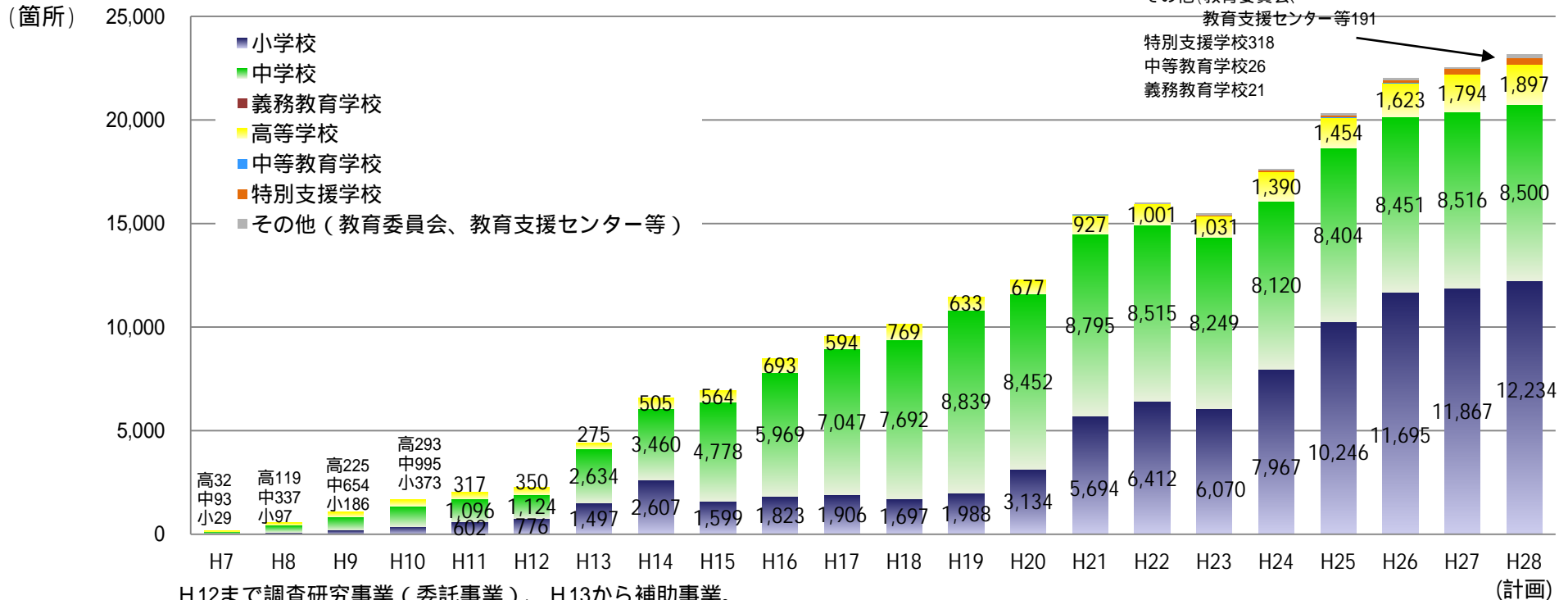
目標:平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置  
(ニッポン一億総活躍プラン、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

# スクールカウンセラー - 予算、配置状況の推移 -

## 予算、配置率の推移

区分\年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額	33.9億円	38.9億円	41.1億円	40.2億円	45.3億円
配置率(小学校)	37.6%	49.2%	56.9%	58.5%	
配置率(中学校)	82.4%	85.9%	87.1%	88.4%	

## 配置状況の推移



H12まで調査研究事業(委託事業)、H13から補助事業。

H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校(巡回校)

必要に応じて派遣される学校(派遣校)の形態も可能としている。

H23~は緊急スクールカウンセラー等活用(派遣)事業の活用により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の配置を含んでいない。

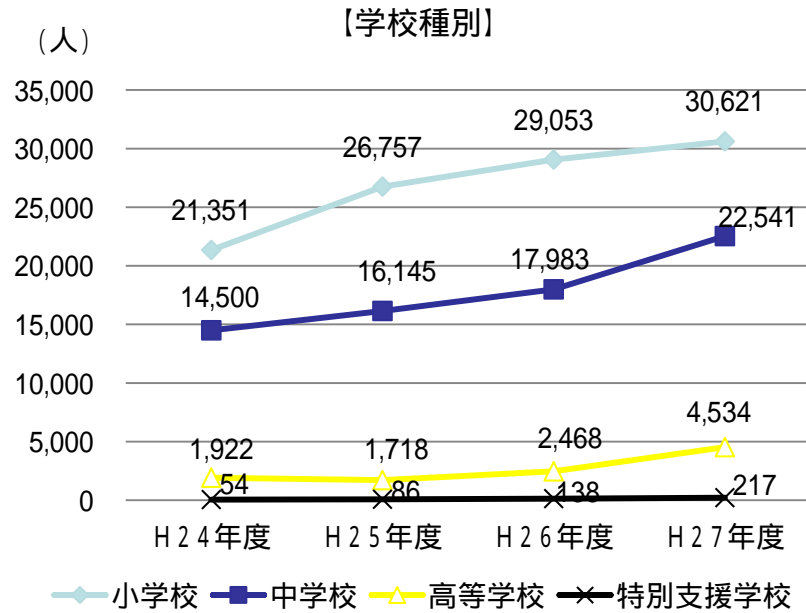
H28は計画値。



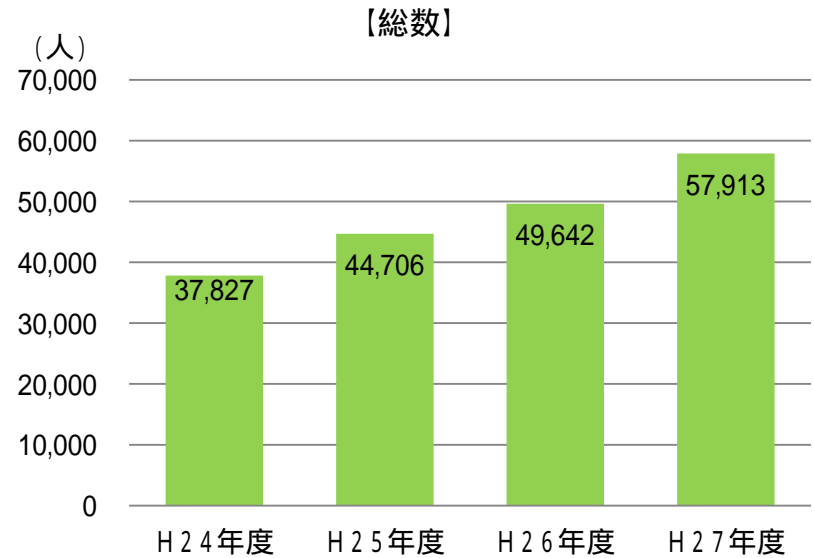
目標:平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置  
(ニッポン一億総活躍プラン、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

# スクールソーシャルワーカーの支援の対象となった児童生徒数 スクールカウンセラーへの相談人数

## スクールソーシャルワーカー - 支援の対象となった児童生徒数 -



(文部科学省調べ)



(文部科学省調べ)

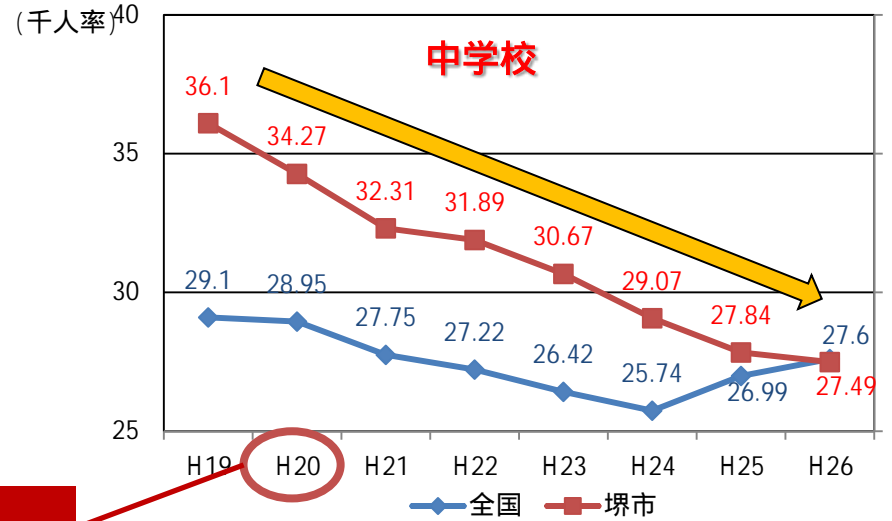
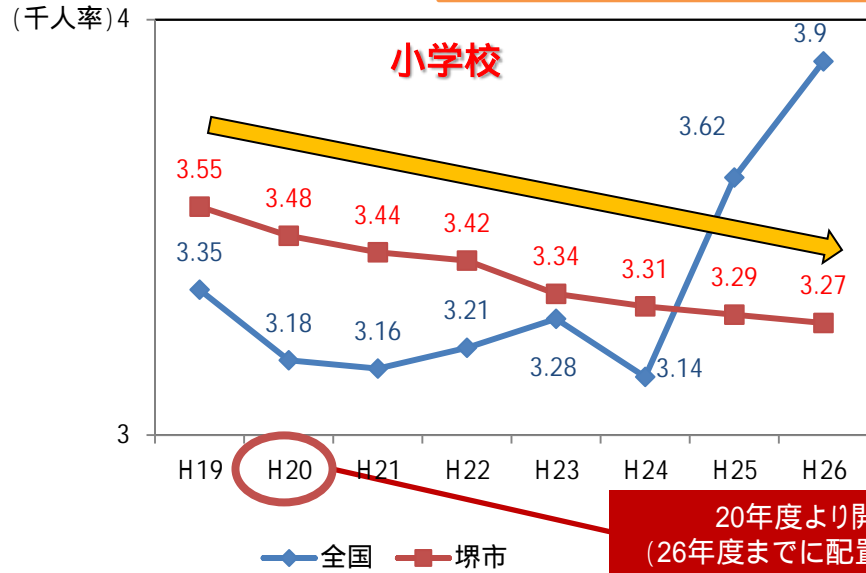
## スクールカウンセラー - 平成27年度相談人数 (のべ人数) -

相談者	相談内容												合計 (人)
	不登校 への対応	いじめ問題 への対応	暴力行為 への対応	児童虐待 への対応	友人関係 への対応	非行・不良 行為への 対応	家庭の 問題	教職員 との関係	心身の 健康・ 保健	学業・ 進路	発達 障害等	その他	
児童生徒	171,033	10,788	3,153	3,793	125,583	5,951	67,947	8,806	37,518	67,026	42,495	370,849	914,942
保護者	143,365	4,552	1,697	1,682	22,000	2,803	35,726	5,036	17,151	27,890	53,695	142,306	457,903
教職員	282,903	16,610	5,235	11,378	83,800	11,468	92,200	19,014	51,087	77,362	120,539	532,356	1,303,952
相談者の区別をしていないもの、 または不明なもの	79,581	2,508	476	818	19,136	3,521	19,209	1,122	10,447	15,124	38,464	114,110	304,516
計(人)	676,882	34,458	10,561	17,671	250,519	23,743	215,082	33,978	116,203	187,402	255,193	1,159,621	2,981,313

# スクールソーシャルワーカー -導入の効果例-

## 堺市

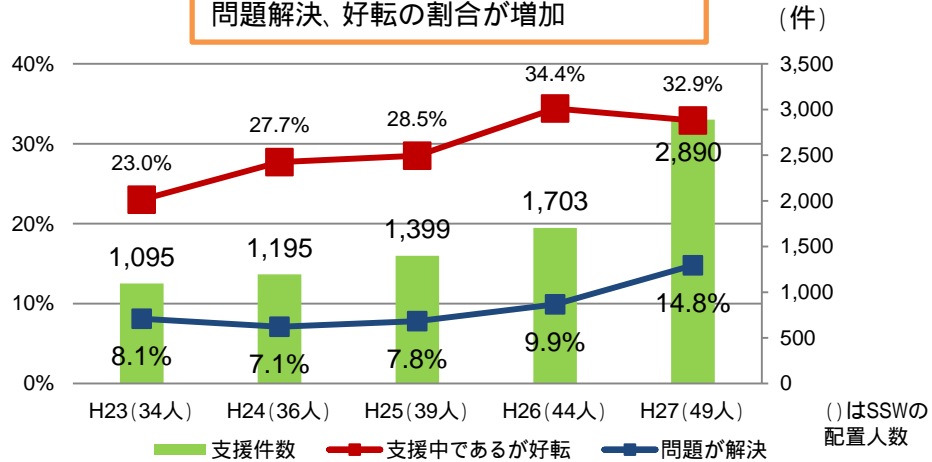
SSWの配置後、1000人あたりの不登校児童生徒数が減少



「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より集計

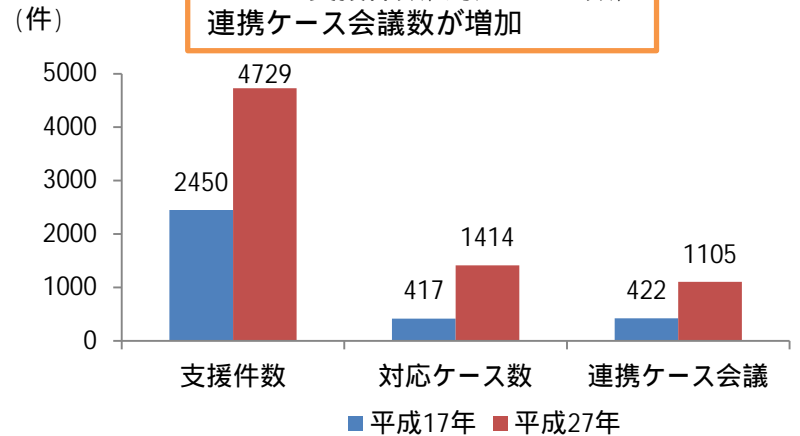
## 高知県

配置の拡充と支援件数の増加に伴い、問題解決、好転の割合が増加



## 大阪府

SSWの支援件数、対応ケース数、連携ケース会議数が増加



出典：文部科学省スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動記録



- | 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）
- | 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（有利子）

# 大学等奨学金 -大綱に掲げられた指標の推移、貸与人員・予算規模の推移-

## 大綱に掲げられた指標の推移

(日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子))

### 《無利子奨学金》

	H25年度	H26年度	H27年度
予約採用	40.0%	61.6%	68.4%
在学採用	100%	100%	97.5%

### 《有利子奨学金》

	H25年度	H26年度	H27年度
予約採用	100%	100%	100%
在学採用	100%	100%	100%

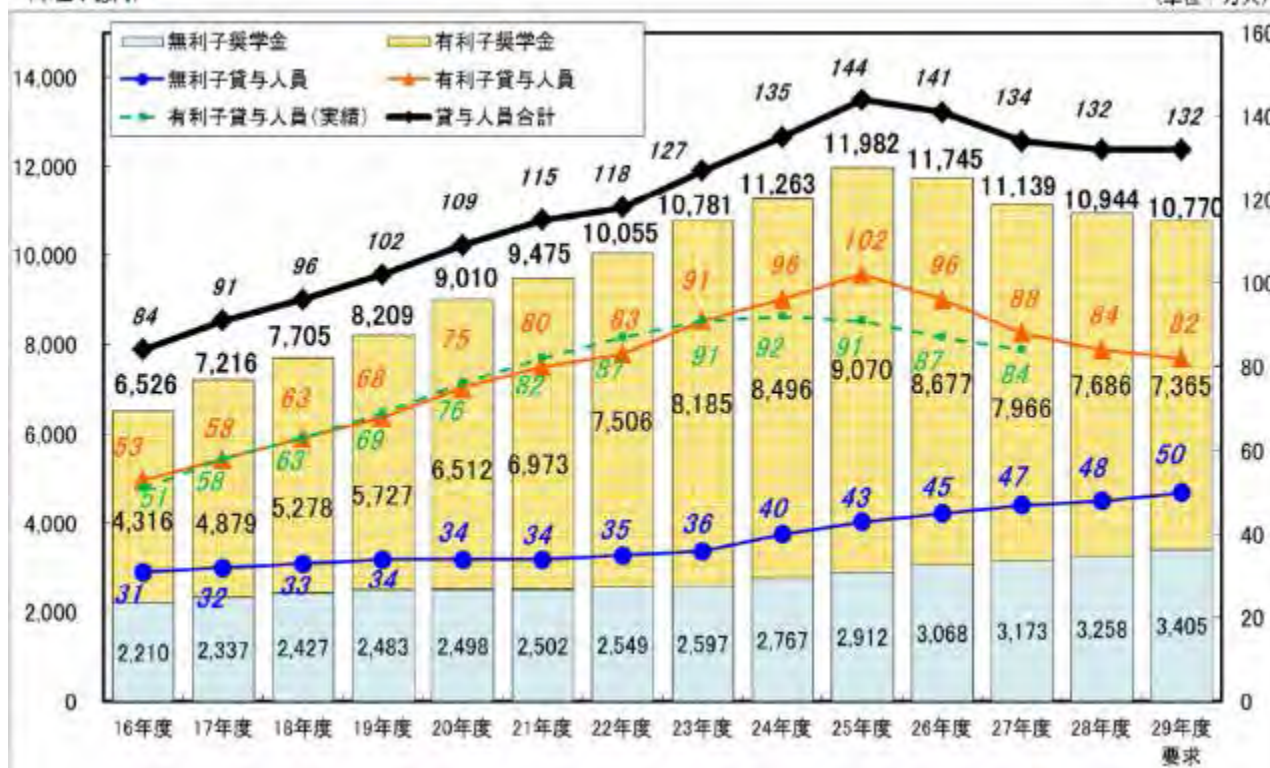
予約採用:大学等に進学する前、在学している高校等を通して貸与を申込み制度

在学採用:大学等に進学した後、在学している学校の奨学金窓口を通して貸与を申込み制度

## 大学等奨学金 貸与人員・予算規模の推移

(単位:億円)

(単位:万人)



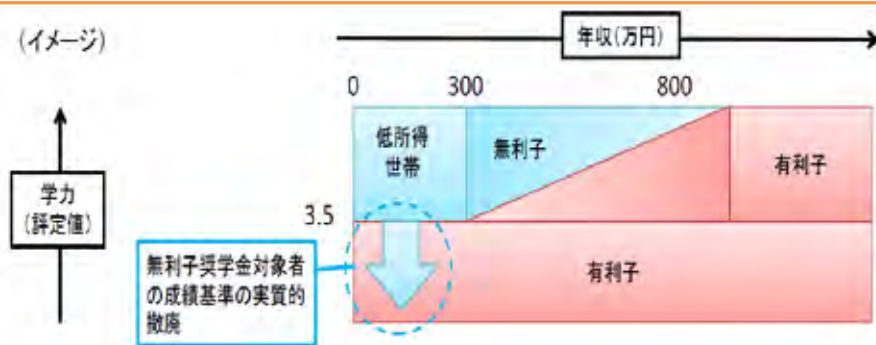
貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

H24年度以降の無利子奨学金には東日本大震災復興特別会計分を含む。

# 大学等奨学金 -最近の施策の動向 -

## 無利子奨学金の低所得世帯の子供たちに係る成績基準の実質的撤廃

(イメージ)



新たに無利子奨学金の対象となる者

- ・成績基準: 評定平均値3.5未満であって、学校から推薦された者
- ・所得基準: 住民税非課税世帯

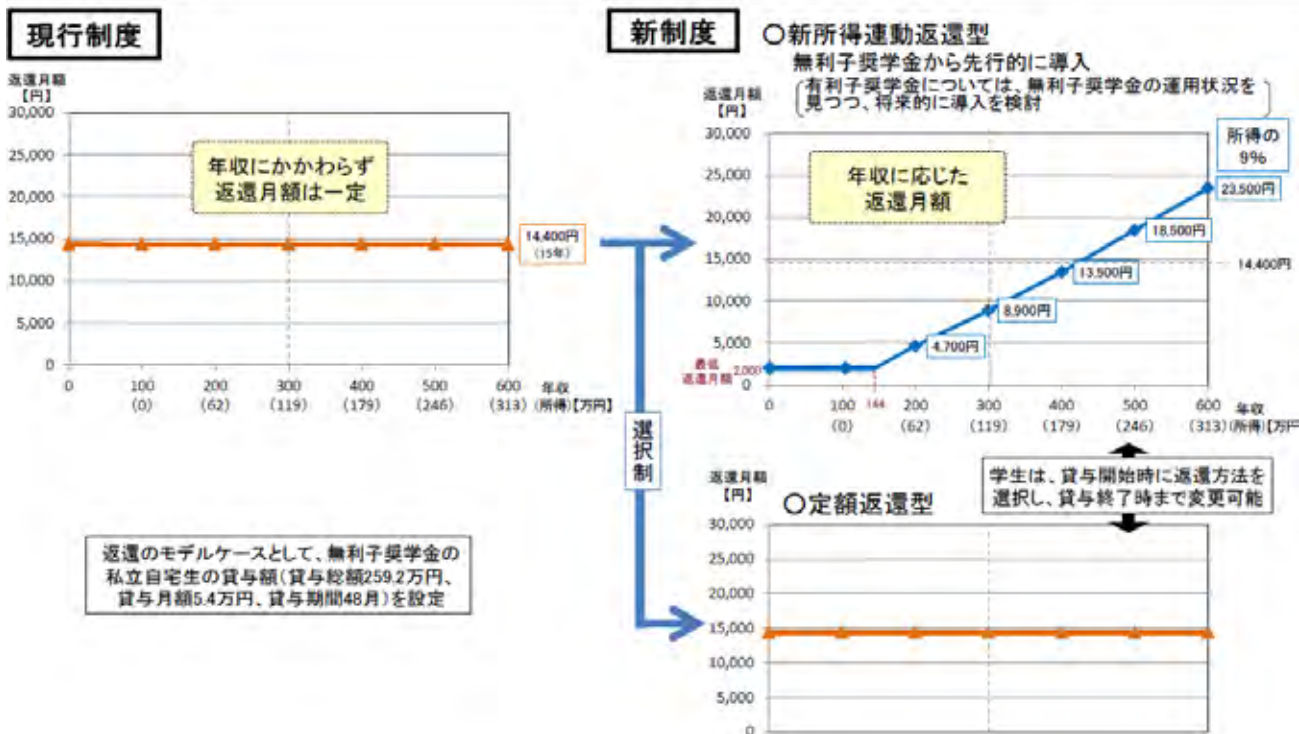
(例: 父母・子1人・年収約220万以下、  
父母・子2人(本人+中学生)・年収約270万以下)

平成29年度進学者向け募集スケジュール

- ・平成28年10月28日～12月中旬推薦期間
- ・平成29年2月下旬候補者決定
- ・同年4月貸与開始

## 新たな所得連動返還型奨学金制度について

社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成29年度(2017年度)の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。



# 大学等奨学金 -最近の施策の動向 (給付型奨学金) -

給付型奨学金制度の設計について<これまでの議論の整理>【概要】 文部科学省 給付型奨学金制度検討チーム(平成28年8月31日)

制度創設の趣旨:「奨学」の考え方を基本としつつ、「育英」の考え方も取り入れた制度

- ・経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押し
- ・進学費用のために多額の奨学金貸与を受けるといった過度な負担を負うことがないようにすることが適当

同世代内での公平性

- ・同世代内での進学する者と就職する者の公平性については、給付による支援を受けて進学する機会は両者に平等に与えられており、機会の公平性は担保されている

対象者の選定

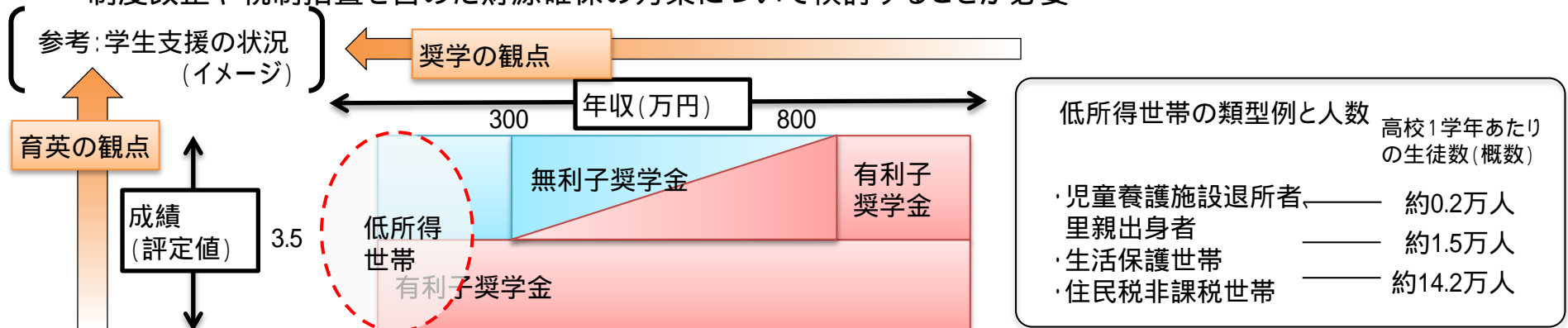
- ・対象とする学校種:大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程(現行の日本学生支援機構の貸与奨学金の対象と同様)
- ・家計基準の設定:低所得世帯を対象 (例)児童養護施設出身者、生活保護世帯、住民税非課税世帯 等
- ・学力要件の設定:一定の成績基準を設定することを検討。ただし、学校推薦等の方法による選定も検討
- ・給付額:進学を後押しする観点から、負担感を解消するようなものとするのが適当。学校種別や設置主体、通学形態を踏まえ、必要とされる金額を設定

給付の在り方

- ・入学前の時点で予見可能とし、進学後の学業の状況を確認する仕組みを設けることが適当
- ・具体的な方法については、返還免除型(ないし条件付給付型)又は事前給付型が考えられる

財源

- ・給付型奨学金は未来への投資であり、将来は国民全体に社会的便益をもたらす制度
- ・制度改正や税制措置を含めた財源確保の方策について検討することが必要



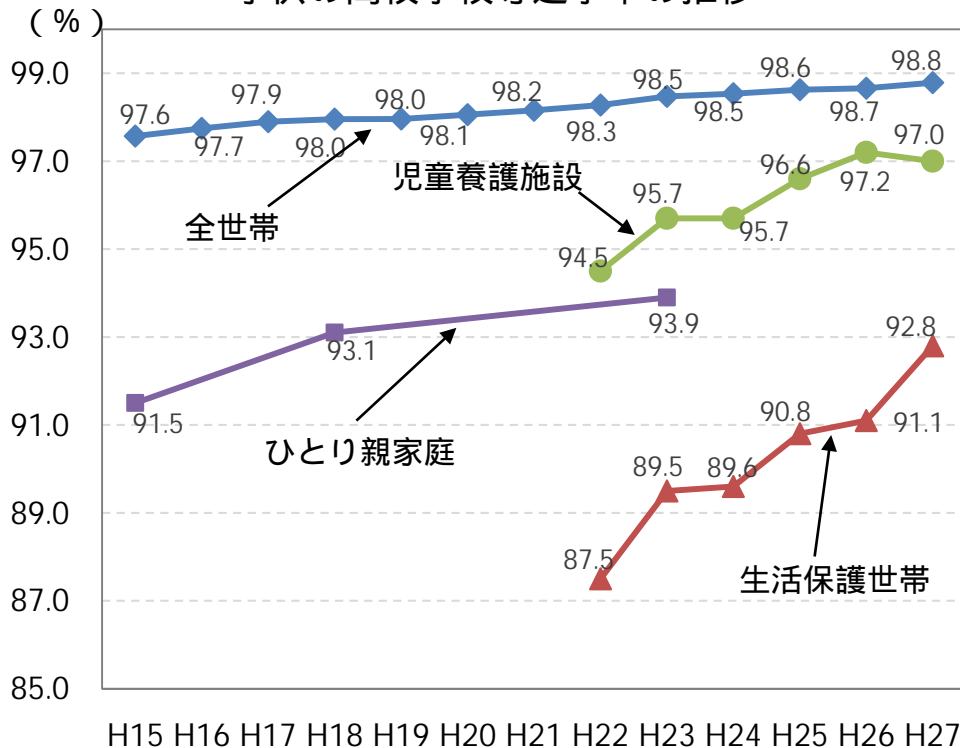
- | 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
- | 児童養護施設の子供の進学率（中学校卒業後）
- | ひとり親家庭の子供の進学率（中学校卒業後）
- | 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率



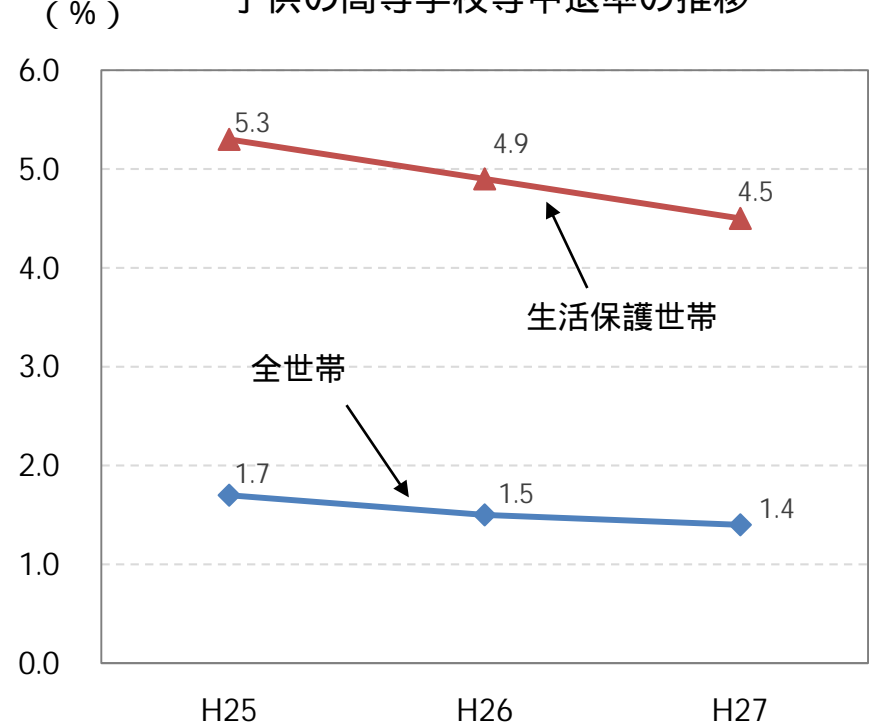
# 子供の高等学校等進学率について

- 生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供の高等学校等進学率について、全世帯と比して、差はあるものの大きな隔たりはない。また、全ての分類について、上昇傾向にある。
- 生活保護世帯の子供の高校学校等中退率について、下降傾向にあるものの、全世帯と比して高い水準にある。

子供の高校学校等進学率の推移



子供の高等学校等中退率の推移



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ  
 なお、平成24年度以前 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校又は高等専門学校に入学した者の占める割合  
 平成25年度 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の占める割合  
 平成26年度以降 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を含む）卒業者のうち、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程に入学した者の占める割合

注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ  
 注3) ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ  
 注2) 全世帯については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より作成。なお、平成27年度については10月速報値

# 高等学校等就学支援金交付金等

平成29年度要求額 3,704億円 (3,680億円)

<内訳>	高等学校等就学支援金交付金（新制度・旧制度）	3,657億円
	公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度）	0.2億円
	高等学校等就学支援金事務費交付金	46億円

## 概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

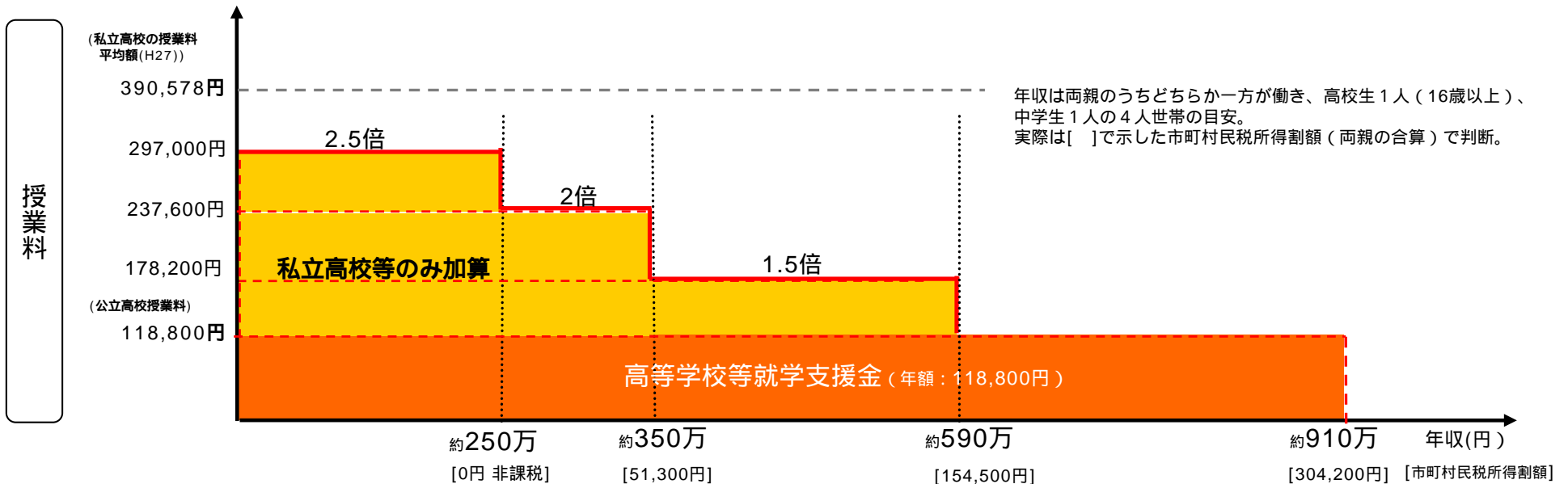
### 対象となる学校種

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。

支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。

平成29年度から定時制・通信制の4年生が新制度に移行することなどに伴う増を反映。（受給者数の増：約1.7万人）



# 高校生等奨学給付金の拡充

平成29年度要求額 162.7億円 (131.3億円)

## 施策内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。(国庫負担1/3)

## 拡充内容

### 実際に必要な経費と給付額の差を解消

非課税世帯 全日制等(第1子)の給付額の増額

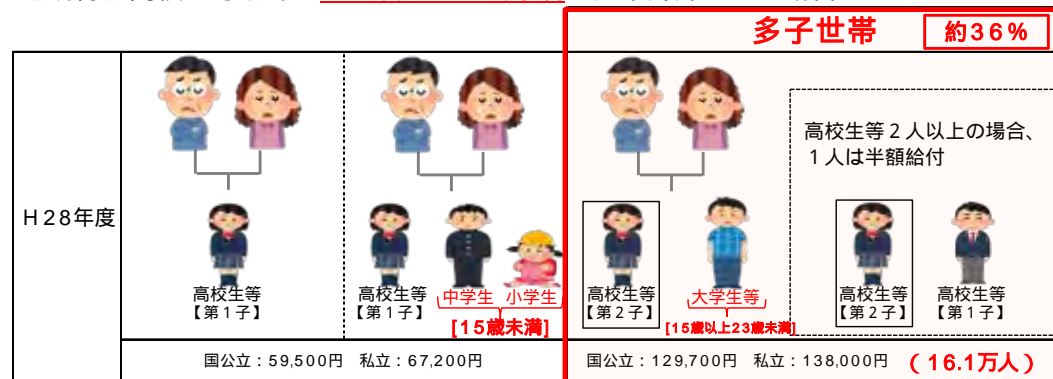
世帯区分	給付額(年額)	
生活保護受給世帯 全日制・通信制	国公立 32,300円	私立 52,600円
非課税世帯 全日制等(第1子)	国公立 59,500円 (+8,200円) <b>67,700円</b>	私立 67,200円 (+7,000円) <b>74,200円</b>
非課税世帯 全日制等(第2子以降)	国公立 129,700円	私立 138,000円
非課税世帯 通信制	国公立 36,500円	私立 38,100円

### (実際に必要な経費と給付額との比較)



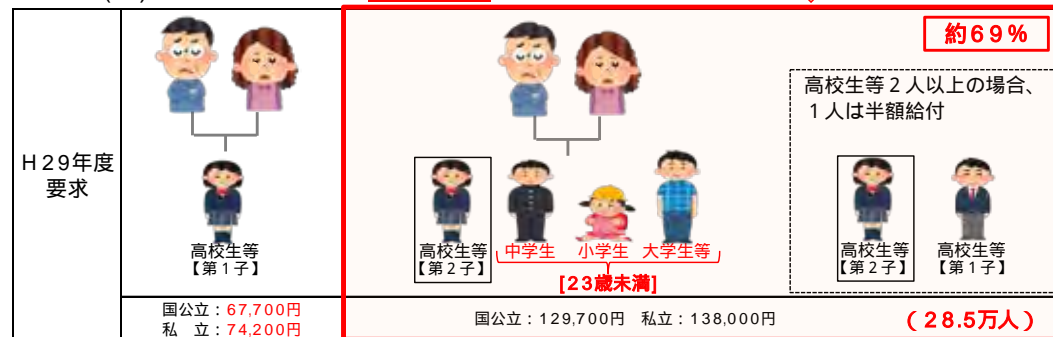
### 小・中学生がいる低所得世帯の高校生等への支援を強化 多子世帯の給付要件の見直し

【現行】高校生等以外に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合



【改正(案)】高校生等以外に23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

↓約12.4万人増



低所得世帯や多子世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。



# 私立高等学校等経常費助成費等補助

平成29年度要求額 1,059億円 (1,023億円)

## 私立高等学校等経常費助成費補助金

一般補助 886億円 (872億円)

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の教育に係る経常的経費について助成する場合、国から都道府県にその一部を補助。

特別補助 144億円 (124億円)

幼稚園等特別支援教育経費 <60億円 (57億円)>

都道府県が、障害のある幼児が2人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

教育改革推進特別経費 <80億円 (63億円)>

都道府県が、特色ある取り組みや子育て支援に取り組む私立学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。(教育の質の向上を図る学校支援経費、子育て支援推進経費)

過疎高等学校特別経費 <2億円 (2億円)>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

授業料減免事業等支援特別経費 <3億円 (3億円)>

私立の高等学校等が、生活保護世帯や家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。(高等学校は、平成22年度から家計急変のみ国庫補助)

## 私立高等学校等経常費補助

特定教育方法支援事業 28億円 (27億円)

特別な支援が必要な私立高等学校等に対して、国が所要経費の一部を補助。

# 政府が行っている主な学習支援のまとめ

- 「地域未来塾」は経済的な理由に限らず、学習が遅れがちな中学生・高校生等を地域住民等が学習支援。
- 「生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業」や「子どもの生活・学習支援事業」は、それぞれ生活困窮世帯、ひとり親家庭の子供を対象にしており、居場所の提供も兼ねて学習や生活習慣の習得支援が行われる。
- 「児童養護施設で暮らす子供への学習支援」は施設入所児童へ学習支援や学習塾等の月謝等への支援を行う。

事業名		地域未来塾	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業	子どもの生活・学習支援事業	児童養護施設等で暮らす子供への学習支援
所管省庁		文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
28年度予算		2.7億円	33億円	母子家庭等対策総合支援事業(112億円)の内数	児童入所施設措置費(1,140億円)の内数
29年度概算要求		5.4億円	44億円	母子家庭等対策総合支援事業(115億円)の内数	児童入所施設措置費(1,142億円)の内数
補助対象		都道府県、市町村	福祉事務所設置自治体	都道府県、市町村	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村
補助率		1/3	1/2	1/2	1/2
事業の概要	支援対象	学習が遅れがちな子供等(中学生・高校生等)	生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供	ひとり親家庭の子供	児童養護施設等入所児童
	支援方法	教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による自習形式を基本とする学習支援を実施	進路相談、高校中退防止のための支援を含む学習支援 ・学習教室における集合形式、マンツーマンによる学習支援や、訪問による学習支援 ・家庭訪問による進学の助言、養育支援  居場所の提供 ・日常生活習慣の形成・社会性の育成のため支援	放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う	学業に遅れがある小学生に対して、大学生等が施設を訪問するなどして学習指導を行う  対人関係が難しい発達障害があるなど、個別の学習支援が必要な児童(中学生及び高校生)に対して学習支援を行う  学業に遅れのある高校生が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う
	備考	地方負担分の経費(2/3)については、所要の地方財政措置が講じられている	具体的な支援の対象や方法は、自治体ごとに定めることができる		
KPI		平成31年度までに5,000箇所を実施【直近値:2,587箇所(平成28年度)】	平成31年度までに年間3万人(実人数)に提供【直近値:20,421人(平成27年度)】	可能な限り早期に年間延べ50万人分提供 平成28年度より実施	
自治体実施数	市区町村	472	390	93	28(指定市、中核市のみの数字)
	都道府県	44	35	23	47

29年度要求額 5.4億円 (2.7億円)  
 地域学校協働活動推進事業 75.4億円の一部で実施

## 地域未来塾について

### 中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施

- U 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等への地域と学校の連携・協働による学習支援を実施
- U 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力やICT機器、学習ソフトウェア等の活用により、多様で効果的な支援が可能



- \* 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
- \* 高等学校・大学等進学率の改善、高校中退の防止、学力・自己肯定感の向上



### 学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

#### 全生徒を対象とした学習支援の事例

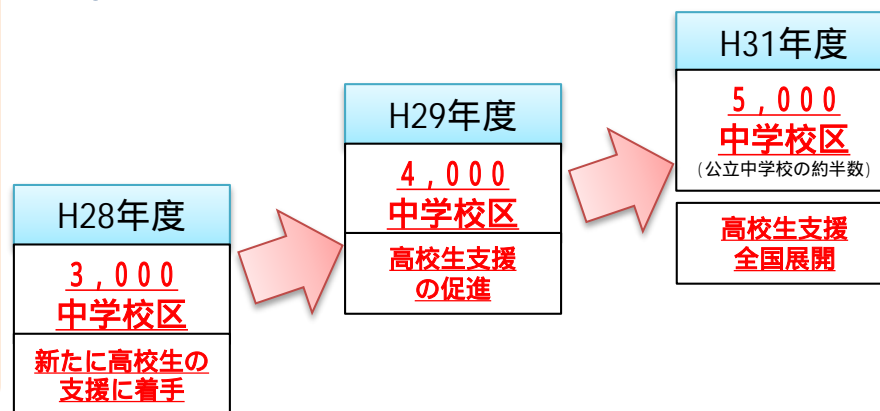
【東京都内のある中学校の取組】

##### < 放課後学習支援 >

- ・対象は中1～3の希望者
- ・年間約80回 (学期中の週2回(2時間程度))
  - \* 学校の空き教室を利用、無料
- ・指導員による個別指導と自習
  - \* 指導員：退職教員や教員志望の大学生など



#### 平成31年度末までの目標数



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度(2019年度)までに全中学校区の約半分に当たる5000ヶ所に拡充し、高校生への支援も実施する。

# 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業

平成29年度要求額 44億円 (33億円)

## 事業の概要

「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

## 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

## <子どもの課題とその対応>

### 学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

### 生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない



## <家庭の課題とその対応>

### 親の養育

- ・子の養育についての知識・関心の薄さ

### 世帯の状態

- ・家庭が困窮状態にある



### 学習支援・進路相談

- ・日々の学習習慣づけ、高校進学支援
- ・進路を考えるきっかけづくり

### 高校中退防止の取組

- ・定期面談等によるきめ細かなフォロー
- ・定時制高校等の選択肢の情報提供等

### 家庭訪問の取組

- ・集合型に出てこられない子どもへの早期アプローチ
- ・家庭状況の確認と改善
- ・親への養育支援等へつなげる)

### 居場所づくり・日常生活支援

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成支援

### 親への養育支援

- ・公的支援等の情報提供
- ・子どもの将来を考えるきっかけづくり

### 世帯全体の支援

- ・自立相談支援事業との連携

子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、  
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)

(KPI)平成31年度までに、生活困窮者等の学習支援を年間3万人(実人数)に提供する  
(実績)平成27年度 20,421人に提供



# 子どもの生活・学習支援事業

## 事業の概要

平成29年度要求額 115億円 (母子家庭等対策総合支援事業の内数) (112億円)

ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る。

## 現状と課題

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

## 対応

平成28年度から実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。

自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

## <イメージ>

地域の支援スタッフ  
(学生・教員OB等)



<実施場所>  
児童館、公民館、民家等



## <支援の内容(例)>

学習支援



遊び等の諸活動



調理実習



食事の提供



食材の確保は地域の協力を得る

(KPI) 可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する  
平成28年度に実施のため、実績値はなし

# 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援

平成29年度要求額 1,142億円 (児童入所施設措置費等の内数) (1,140億円)

## 事業の概要

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

## 事業内容

### 小学生等( )に対する学習支援

学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、大学生等が施設を訪問するなどして学習指導を行う。  
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)

### 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援

対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。  
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

### 高校生等( )に対する学習支援

学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。  
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)

母子生活支援施設は、中学生も含む

## 対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

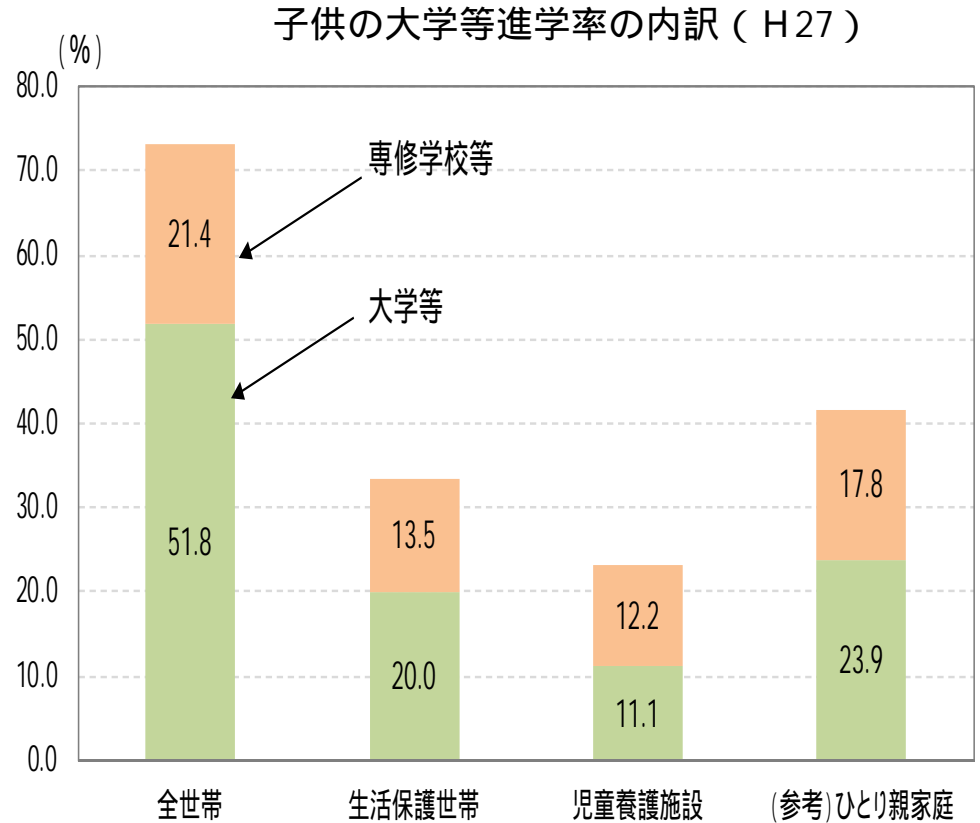
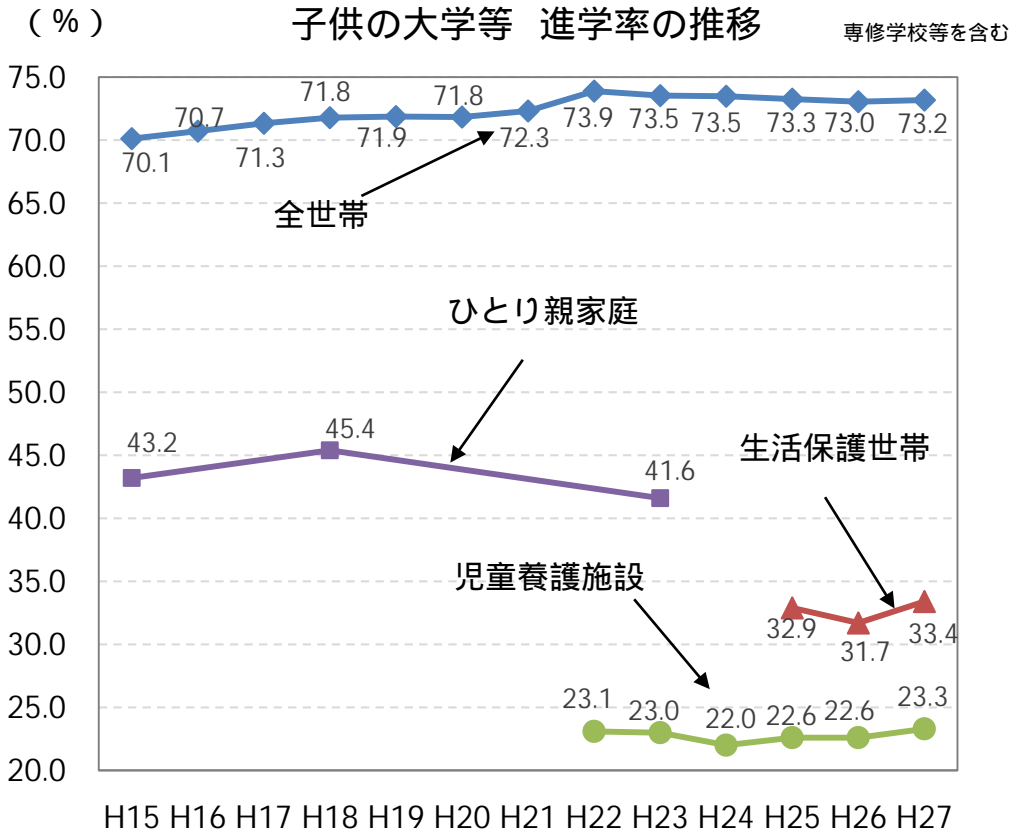
## 実施状況

47都道府県、28市(指定市、中核市のみの数字)

- ｜ 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
- ｜ 児童養護施設の子供の進学率（高等学校卒業後）
- ｜ ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）

# 子供の大学等進学率について

- 生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供の大学等進学率について、全世帯と比して、大きな差がある。
- 全世帯と比べて、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭は、大学・短期大学よりも専修学校・各種学校に進学する割合が高くなっている。



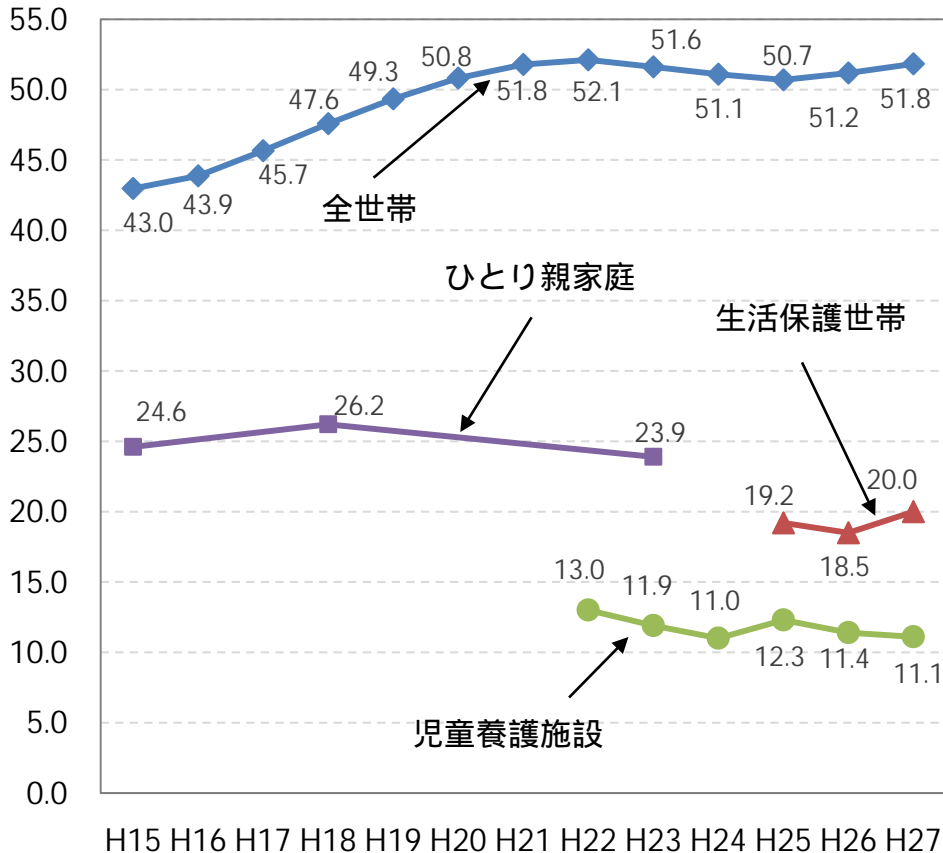
注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ  
 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ  
 注3) ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

注1) 全世帯については、文部科学省「平成27年度学校基本調査」を基に算出  
 注2) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成27年4月1日現在)  
 注3) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ(平成27年5月1日現在)  
 注4) ひとり親家庭については、厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」より作成  
 注5) 大学等 = 大学又は短期大学  
 専修学校等 = 専修学校又は各種学校

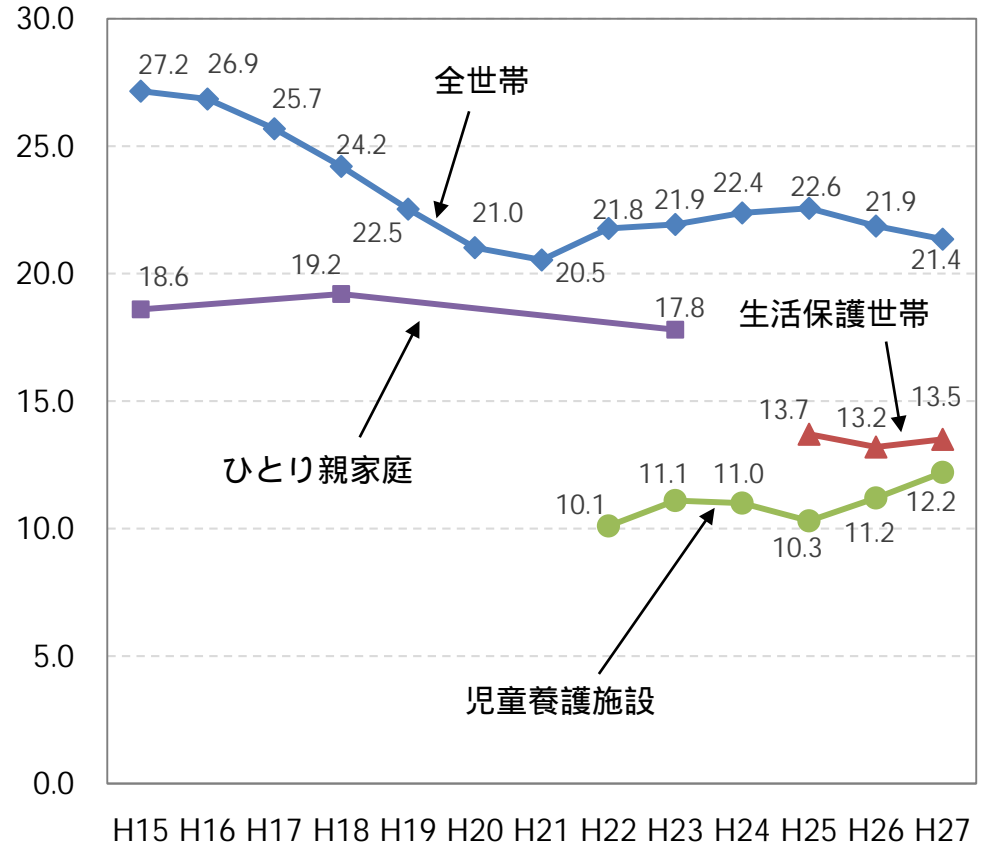


# (参考) 子供の大学等進学率の内訳の推移

(%) 子供の大学等 進学率の推移 専修学校等を含まない



(%) 子供の専修学校等進学率の推移



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ  
 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ  
 注3) ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

注1) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出  
 注2) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ  
 注3) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ  
 注4) ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 注5) 専修学校等 = 専修学校又は各種学校

# (独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

## <平成29年度概算要求>

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、**無利子奨学金の貸与人員の増員**や、**「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施のための対応**、**給付型奨学金の創設**、**低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の緩和**など、大学等奨学金事業の充実を図る。

**平成29年度概算要求**    **貸与人員** : 131万9千人  
**事業費総額** : 1兆744億円  
 (他に被災学生等分4千人・26億円)

### 「有利子から無利子へ」の流れの加速

- 貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。
- 無利子奨学金について、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を緩和。(事項要求)

<貸与人員> **無利子奨学金** 49万9千人(2万4千人増)  
 [この他被災学生等分4千人]  
**(有利子奨学金 82万人(2万4千人減))**

### 「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施のための対応

- 奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」を確実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

<システム開発・改修費> 7.7億円

### 給付型奨学金の創設(事項要求)

- 意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように給付型奨学金の制度を検討し、この創設に必要な経費を措置。

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		49万9千人(2万4千人増) (他被災学生等分4千人)	82万人 (2万4千人減)
事業費		3,378億円(156億円増) (他被災学生等分26億円)	7,365億円 (320億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金		<b>政府貸付金</b> 一般会計: 1,033億円 復興特会: 11億円	<b>財政融資資金</b> 7,668億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	平均以上の成績の学生 特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 学修意欲のある学生
	29年度採用者 家計	家計基準は家族構成等により異なる。(子供1人~3人世帯の場合)	
		一定年収(700万円~1,290万円)以下 貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用	一定年収(870万円~1,670万円)以下
返還方法		卒業後20年以内 <b>&lt;所得連動返還型&gt;</b> 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		<b>無利子</b>	
		利率見直し方式 (5年毎) <b>0.01%</b>	利率固定方式 <b>0.05%</b>

# 「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けたシステム整備

平成28年度補正予算額 28億円

## 【目的】

(独)日本学生支援機構の奨学金貸与事業において、社会保障・税番号制度(マイナンバー)を利用し、返還月額が卒業後の所得に連動する、新たな「所得連動返還型奨学金制度」導入をすることで、奨学金の返還に伴う負担を軽減する。

## 【事業概要】

新たな「所得連動返還型奨学金制度」導入のために、国や地方公共団体のマイナンバーに係るシステムとの情報連携に必要な基盤整備や現行の奨学金業務システムの再構築等のシステム整備及びそれにともなうセキュリティ対策を前倒しして開始し、平成29年度進学者からの制度の導入に係るシステム整備を円滑かつ確実に進める。

## 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)

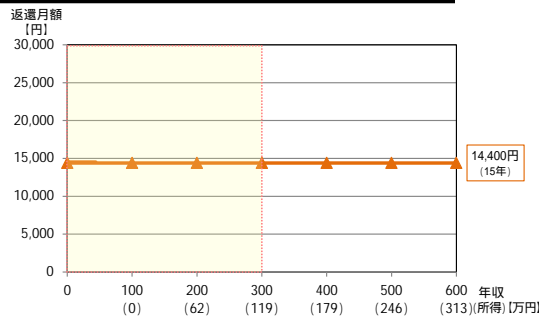
社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成29年度(2017年度)の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。

若者や子育て世代の教育費負担を軽減する奨学金制度を整備し一億総活躍社会の実現に寄与

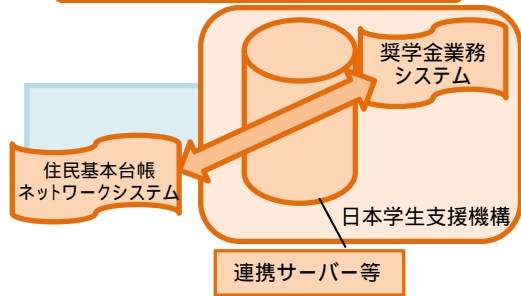
未来への投資

=

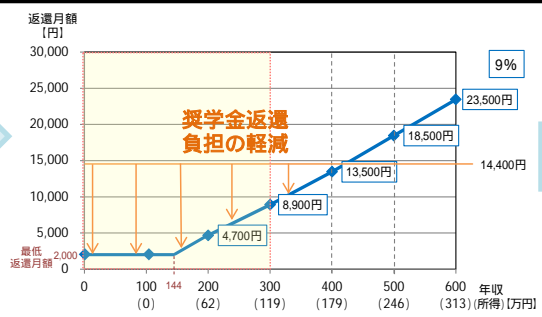
### 現行制度(収入に関わらず返還月額是一定)



### マイナンバーに対応したシステム構築



### 新制度(マイナンバーを利用し収入に応じた返還月額を設定)



### 《システム概要》



# 国立大学の授業料減免について

**【意義】** 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

## (国立大学法人における授業料減免の取扱い)

文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等減免など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。(全ての国立大学法人において授業料減免制度を整備)

具体の授業料減免制度については、各法人の規定、基準等に基づいて判断、実施。

(参考) 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

第11条 国立大学法人は、経済的負担の軽減によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

**平成29年度概算要求額：333億円(320億円)**

( )書きは平成28年度予算額

意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大。

**免除対象人数：対前年度0.2万人増**

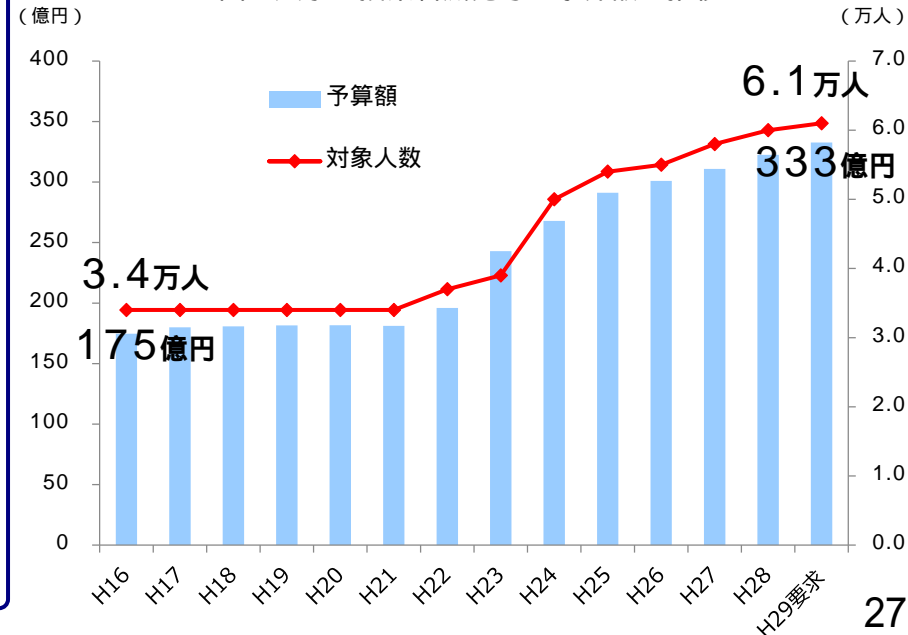
平成28年度：約5.9万人 平成29年度要求：約6.1万人

(学部・修士) 約5.4万人 約5.6万人

(博士) 約0.6万人 約0.6万人

上記の支援に加え、熊本地震で被災した世帯の学生等が修学の機会を得られるよう、授業料免除等による支援を行うこととし、別途、概算要求をしているところ。

国立大学の授業料減免等の予算額の推移



# 私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成29年度要求額 112億円 (86億円)

## ポイント

経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等に対する支援を充実。特に、**低所得者層に対する授業料減免等については、補助率の嵩上げ**を行い、経済状況にかかわらず学ぶ意欲のある学生への高等教育を受ける機会保障の強化を図る。(対前年度比**1.2万人増**)

## 支援内容

### 1. 授業料減免事業等支援

支援対象: 経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等。

配分方法: **家計基準300万円以下の学生に対する授業料減免等 所要経費の2/3以内で支援。**

**家計基準841万円以下の学生に対する授業料減免等 所要経費の1/2以内で支援。**

減免対象: **約6万人**(対前年度比**1.2万人増**)

### 2. 各大学における特色ある経済的支援策

#### (1) 卓越した学生への経済的支援

成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。 収容定員毎に人数の上限有り)

#### (2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。 加算金額について上限有り)

#### (3) 産学合同スカラシップ

産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算)

上記の他、

・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の事業を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)[28億円]

・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所用経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)[18億円の内数]



# 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

平成29年度要求額 3.1億円 (3.1億円)

## 趣旨・目的

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】 平成27年度～29年度

【対象】 都道府県・調査研究機関



委託

委託

## 調査研究機関

連携

### データに基づき、施策効果等の分析・検証

- 生活行動の変化分析
- 進路実現の分析
- 効果的な経済的支援策の在り方検討 等

データ集約

## 都道府県

### 1. 専門学校生に対する修学支援

- 修学支援アドバイザーの配置
  - ・ 財政的生活設計に対する助言
  - ・ 学生生活相談
  - ・ 就職相談 (特に出身地や学校所在地における就職)
  - ・ 経済的困難な生徒からの情報収集 等



協力者の指定・支援

## 私立専門学校

経済的に修学困難な生徒 (協力者)



### 【経済的支援の要件】

- ・ 経済的に修学困難 (生活保護世帯及びそれに準ずる世帯)
- ・ アンケート等への協力
- ・ 職業目標達成に向けた講義等の受講・成果報告

報告

### 2. 専門学校生に対する経済的支援

### 3. 支援効果等に係る基礎データ収集

〔中途退学や就職内定率等のデータ収集 等〕

全ての専門学校から基礎データを収集する。

### 【支援対象の生徒が在籍する専門学校の要件】

- ・ 生徒への学校独自の授業料等減免の実施
- ・ 専門学校が実施する授業料等負担軽減に関する情報の公開
- ・ 質保証・向上に関する取組 (学校評価) 等

専門学校生への修学支援の推進

# 社会的養護自立支援事業(仮称)

平成29年度要求額 166億円 (児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数)

## 概要

平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業。

18歳(又は20歳)

22歳の年度末

実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村(市町村はのみ実施可)

個々の支援内容に応じて民間団体への委託も可



家庭養護



施設養護

継続支援計画の作成  
(本人の同意を得る)

措置終了

児相がアセスメントを行い、その結果を踏まえ、支援コーディネーターは、本人、里親等、施設の意見を聞きながら継続支援計画を作成

例1

一般の住居



貸付事業を利用可

生活相談・就労相談を利用可  
身元保証を利用可

親族等と同居する場合を含む  
(その場合は 生活相談・就労相談の利用可)

例2

一般の住居



居住支援

- ・一般の賃貸物件を賃借して居住。家賃は貸付事業を活用。
- 生活費支援(1、2)
  - ・就職者、進学者 一部公費補助+本人から3万円程度を実費徴収
  - ・就職も進学もしていない者 全額公費補助
- 生活相談・就労相談(必須)
- 身元保証を利用可

1: 措置費における自立援助ホーム並び  
2: 進学者について、実費は貸付事業で借り受けた中から充当も可

例3

里親家庭・施設



又は



居住支援

- ・里親家庭又は施設(一定枠を確保)に居住。
- ・本事業のために確保した部分は本事業により補助
- 生活費支援
- 例2の場合と同様
- 生活相談・就労相談(必須)
- 身元保証を利用可



一般の住居

生活困窮者自立支援制度等による支援の必要性が見込まれる場合には、継続支援計画にその利用を位置付け、段階的に利用開始

(生活困窮者自立支援制度など)  
必要に応じて一般施策に移行

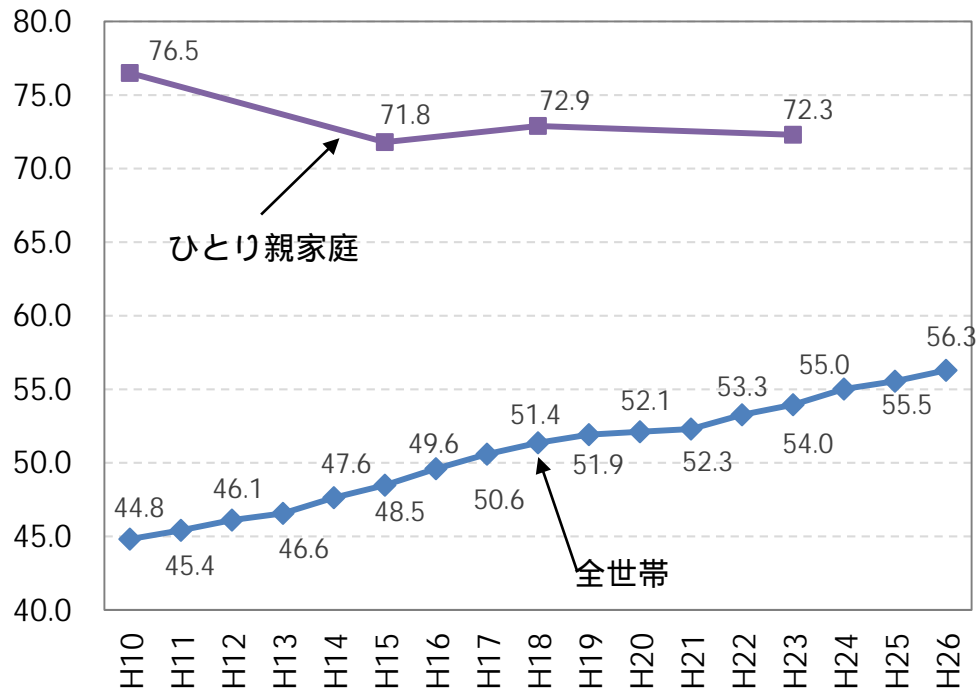
# Ⅰ ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）



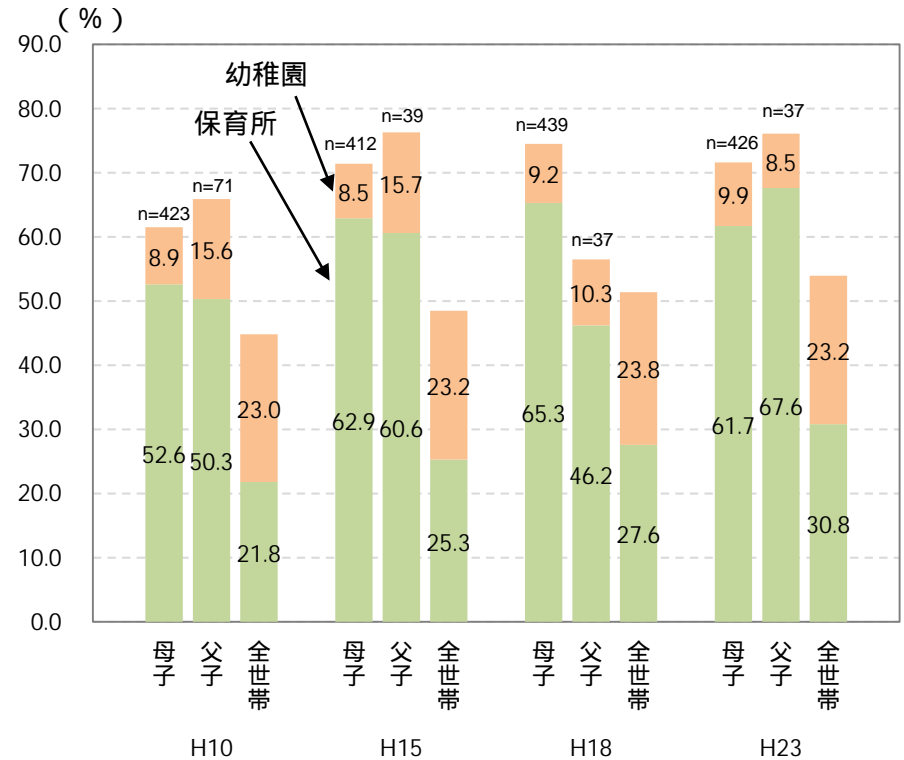
# 子供の就園率(保育所・幼稚園)について

- 〇 ひとり親家庭の就園率について、全世帯と比して高くなっているものの、その差は近年縮小傾向にある。
- 〇 全世帯と比べて、ひとり親家庭は保育所を利用する割合が高くなっている。

子供の就園率(保育所、幼稚園)の推移  
(%)



子供の就園率の内訳(母子家庭、父子家庭、全世帯)



注1) ひとり親家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 注2) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、厚生労働省「福祉行政報告例」、総務省「人口推計年報」を基に算出

注1) 母子家庭、父子家庭については、厚生労働省「全国母子世帯等調査」より作成  
 注2) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、厚生労働省「福祉行政報告例」、総務省「人口推計年報」を基に算出

# 待機児童解消加速化プラン

## 待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み**(40万人分 50万人分)**。

各自治体の取組により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

### 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	<b>483,795人</b>
<b>(計 314,248人)</b>			<b>(計 169,547人)</b>		

### 受け皿確保に向けた取組

平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた3.9万人分のうち2万人分の整備を前倒し)

平成29年度当初予算(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を要求)

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

### 1・2歳児の保育所等利用率の推移

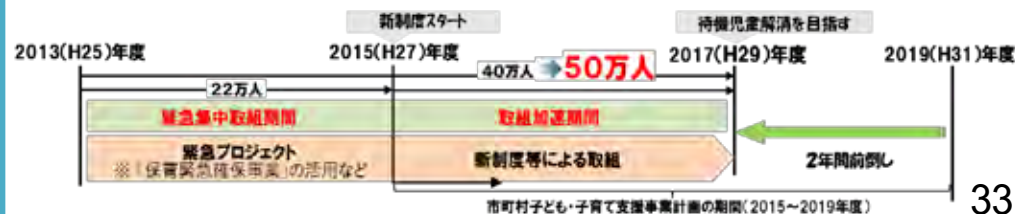
	(平成26年4月)	(平成28年4月)	(平成29年度末) 50万人分確保時の利用率
1、2歳児	35.1%	41.1%	48.0%

< 【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) 77%

(2020年) >

(注) 利用率：利用児童数 ÷ 就学前児童数  
平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

< 待機児童解消加速化プランの全体像 >



# 幼児教育無償化の段階的推進について

## 無償化の段階的推進

自由民主党・公明党連立政権合意  
(平成24年12月25日)

「幼児教育の無償化への取り組みを財源を確保しながら進める」

【平成29年度概算要求】 事項要求

【平成28年度】

年収約360万円未満相当世帯について、第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償

ひとり親世帯について

- ・市町村税非課税世帯は、第1子以降すべて無償
- ・約360万円までの世帯は、第1子は半額、第2子以降は無償

【平成27年度】

市町村民税非課税世帯の保護者負担月額を9,100円から3,000円に引き下げ  
市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消

【平成26年度】

生活保護世帯の保育料負担(月額6,600円)を無償化

第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃

## 平成26年～28年度の予算措置による軽減拡大後の現状

### 1. 所得階層ごとの負担額

所得階層に応じた保育料の負担となるよう軽減。

【第1子の場合の保育料負担額】

(単位:円)

私立幼稚園		保育所	
階層区分 <sup>1</sup> (推定年収)	保護者負担 (月額)	階層区分	保護者負担 (月額)
生活保護世帯	0	生活保護世帯	0
市町村民税 非課税世帯 (～約270万円)	3,000	市町村民税 非課税世帯	6,000
77,100円以下 (～約360万円)	16,100	48,600円未満	16,500
211,200円以下 (～約680万円)	20,500	97,000円未満	27,000
211,200円以上 (約680万円～)	25,700	301,000円未満	58,000
		397,000円未満	77,000
		397,000円以上	101,000

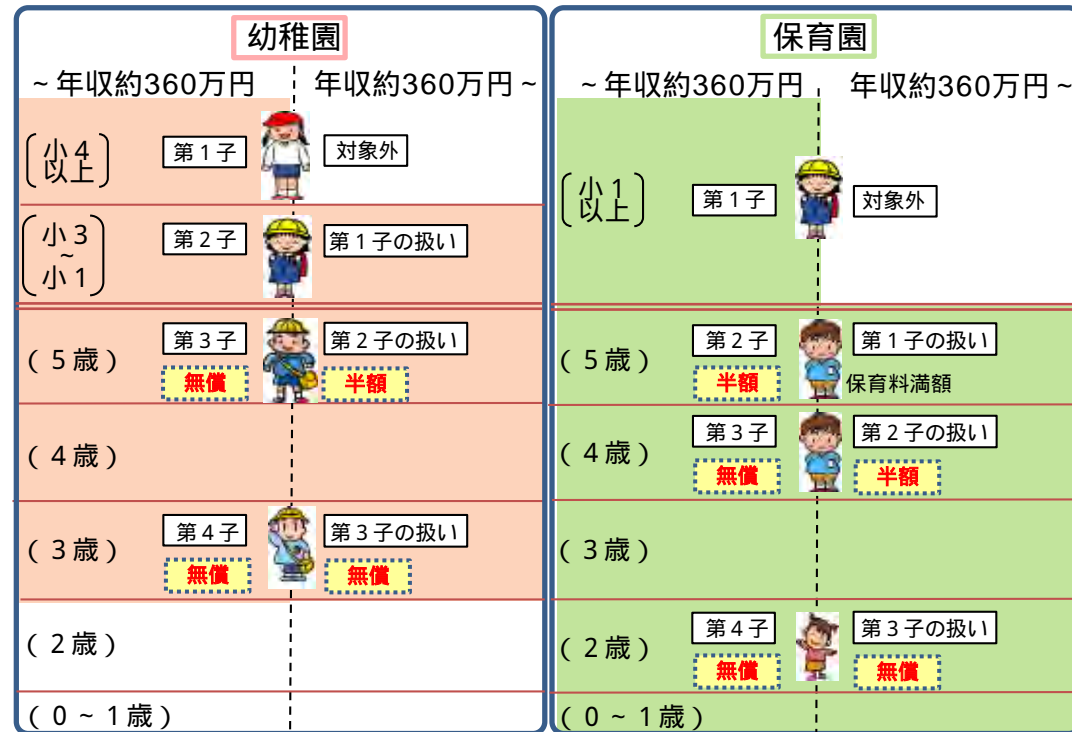
(平成28年度予算ベース)

1 市町村民税所得割課税額

2 ひとり親世帯等は更に優遇措置あり

### 2. 多子世帯の取扱

保育料を第2子は第1子の半額、第3子以降は無償。



- | 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合
- | 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合

# 就学援助 - 概要 -

## 対象者

要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成25年度 約15万人】）

準要保護者（市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。認定基準は各市町村が規定。【平成25年度 約137万人】）

## 実施主体

市町村

学校教育法第19条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されている。

## 支援の内容

### 《要保護者への支援》

補助対象品目

学用品費 / 体育実技用具費 / 新入学児童生徒学用品費等 / 通学用品費 / 通学費 / 修学旅行費 / 校外活動費 / 医療費 / 学校給食費 / クラブ活動費 / 生徒会費 / PTA会費

市町村への補助

- ・市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。（要保護児童生徒援助費補助金）
- ・国庫補助率：1 / 2（予算の範囲内で補助）

平成29年度概算要求額：10億円（28年度予算額：8億円）

新入学児童生徒学用品費等の単価の引き上げを図る。

生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないように、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成29年度以降についても適切に対応する予定。平成28年度から、学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減。

### 《準要保護者への支援》

三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施。

生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないように、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。



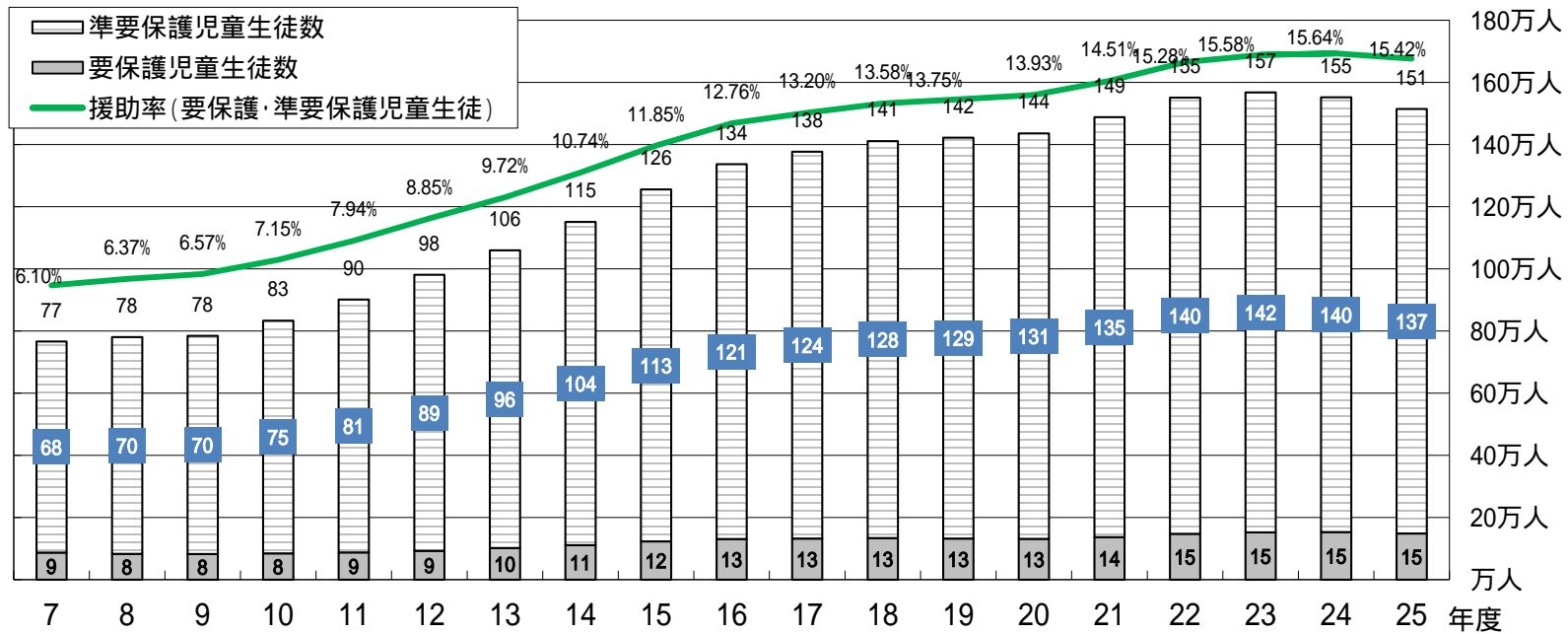
# 就学援助 - 大綱に掲げられた指標の推移、要保護及び準要保護児童生徒数の推移 -

## 大綱に掲げられた指標の推移（就学援助制度に関する周知状況）

	H25年度	H26年度
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.9%	67.5%
入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	61.0%	66.6%

## 要保護及び準要保護児童生徒数の推移の推移

平成25年度要保護及び準要保護児童生徒数(就学援助対象人数)は、1,514,515人(対前年度37,508人減)で2年連続減少している。また、平成25年度就学援助率は、15.42%(対前年度0.22ポイント減)。平成7年度の調査開始以来、初めて減少している。市町村へのアンケート結果では、主な減少要因は、就学援助対象人数については児童生徒数全体の減少、就学援助率については経済状況の改善が挙げられている。



要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

(文部科学省調べ)